

令和8年
8月から

高額療養費制度が見直されました



高額療養費制度は、今後段階的に見直されることとなり、まず今年8月に自己負担の年間上限の導入とともに月額上限が引き上げられました。

ですがご安心ください。当健康保険組合の「付加給付制度」によって、最終的な自己負担は約3万円に抑えることができます。

！ 高額療養費制度とは

医療機関や薬局で支払った医療費が、ひと月で自己負担限度額を超えた場合に、その超過分が払い戻される制度です。

高額療養費が支給されるのは、①1人が、②同一月内に、③同一医療機関等の窓口で支払った医療費が、下記の自己負担限度額を超えたときです。

▶ 高額療養費制度の詳細はこちら

https://www.gangukenpo.or.jp/member/benefit/expensive_a.html



令和8年8月から、月額上限が引き上げられ、年間上限が新設されました

令和8年8月から、ほぼすべての所得区分で月額上限が引き上げられました。標準報酬月額28万円～50万円の一般所得層では、約80,100円から約85,800円への引き上げとなります。一方で年間上限(8月～翌年7月)の新設、多数回該当の据え置きにより、抗がん剤治療や慢性疾患で数万円の負担が長期にわたって続く患者の経済的負担に配慮した内容となっています。

令和8年8月～ 高額療養費の自己負担限度額 <青色 部分が変更箇所>

標準報酬月額	自己負担限度額(月額上限)		新設 年間上限
	外来特例(70歳以上)	多数回該当	
83万円以上	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1%	140,100円	1,680,000円
53万円～79万円	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1%	93,000円	1,110,000円
28万円～50万円	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1%	44,400円	530,000円
26万円以下	22,000円 ^{*1}	61,500円	530,000円 ^{*3}
住民税非課税(70歳未満)	36,900円		290,000円
住民税非課税(70歳以上)	11,000円 ^{*2}	25,700円	
一定所得以下(70歳以上)	8,000円	15,700円	180,000円

※多数回該当…過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の上限額

^{*1} 年間上限216,000円 ^{*2} 年間上限96,000円

^{*3} 標準報酬月額15万円以下に該当することを確認できた場合は410,000円(令和9年8月以降に償還払い)



MEMO

高額療養費の計算ルール

- 高額療養費は、レセプト^{*}1件ごと(月ごと、1人ごと、医療機関ごと、入院・外来別、医科・歯科別、院外処方方は合算)に計算されます。
- 月をまたいで入院した場合は、月ごとに計算されます。また、入院時の食事代や居住費・差額ベッド代は対象外です。

※レセプト…医療機関が健康保険組合に提出する月ごとの診療報酬明細書のこと。

合算高額療養費もあります

- 1か月・1件ごとの自己負担額が限度額に満たない場合でも、同一月・同一世帯内(当健康保険組合の組合員)で21,000円以上の自己負担が複数ある場合は、その額を合算できます(70歳以上は自己負担すべてが合算対象)。
- 合計額が自己負担限度額を超えた場合、「合算高額療養費」として支給され、付加給付も支給されます。

その他

特定疾病(血友病・人工透析が必要な慢性腎臓疾患など)で治療中の方は、医療機関での自己負担が月1万円(又は2万円)に抑えられます。また、医療と介護の両方で自己負担がある場合、1年間の合計額が限度額を超えると、超えた分が払い戻される制度(高額介護合算療養費)もあります。

当健康保険組合には 安心の付加給付制度があります！

当健康保険組合では、法律で定められた法定給付に加え、独自に+αの「付加給付制度」を設けています。自己負担限度額のうち、3万円を超えた分が付加給付として支給され、皆さまが病気やけがをされた際の経済的負担をさらに軽減します。

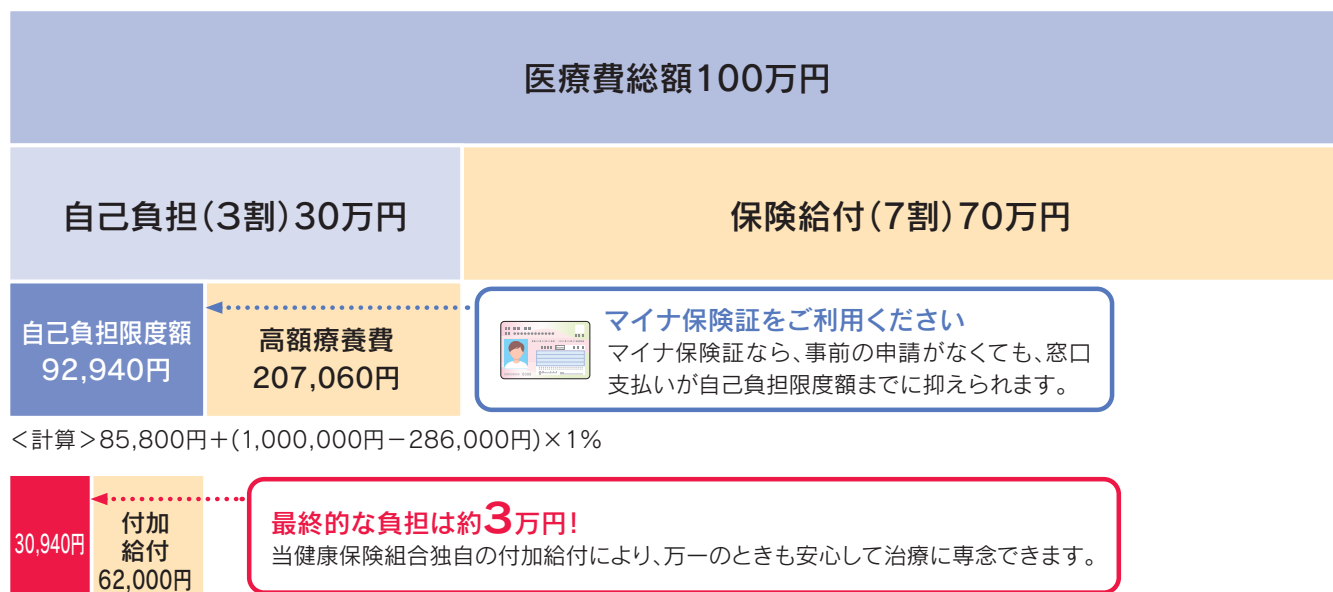
※外来・入院・歯科・調剤ごとに計算(処方箋分は合算)。

※1,000円未満の端数は切り捨て。

高額療養費・付加給付の計算例

1か月の医療費が100万円かったとき(70歳未満)

＜標準報酬月額28万～50万円、自己負担3割、令和8年8月～令和9年7月の場合＞



※当健康保険組合の付加給付は、後日の支給となります。



令和9年8月からは、所得区分の細分化による負担の適正化が図られます

高額療養費の自己負担限度額の見直しは、2段階で行われます。令和9年8月からは、所得区分の細分化が実施されます。70歳未満では5区分が、より負担能力に応じたものとなるよう13区分へと細分化され、中高所得層を中心により細密な所得水準に合わせた月額上限の引き上げが行われます。

令和9年8月～ 高額療養費の自己負担限度額 <青色部分が変更箇所>

標準報酬月額	自己負担限度額(月額上限)		多数回該当	年間上限
	外来特例(70歳以上)			
127万円以上	342,000円+(医療費-1,140,000円)×1%		140,100円	1,680,000円
103万円～121万円	303,000円+(医療費-1,010,000円)×1%			
83万円～98万円	270,300円+(医療費-901,000円)×1%		93,000円	1,110,000円
71万円～79万円	209,400円+(医療費-698,000円)×1%			
62万円～68万円	194,400円+(医療費-648,000円)×1%			
53万円～59万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%			
44万円～50万円	110,400円+(医療費-368,000円)×1%		44,400円	530,000円
36万円～41万円	98,100円+(医療費-327,000円)×1%			
28万円～34万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%			
20万円～26万円		69,600円		
16万円～19万円	28,000円 ^{*1}	65,400円	34,500円	410,000円
15万円以下	22,000円 ^{*1}	61,500円		
住民税非課税(70歳未満)		36,900円	24,600円	290,000円
住民税非課税(70歳以上)	13,000円 ^{*2}	25,700円		
一定所得以下(70歳以上)	8,000円	15,700円	—	180,000円

※多数回該当…過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の上限額

*1 年間上限216,000円 *2 年間上限96,000円